

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

- | | | |
|---|-------|-------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路 線 名 | 蒲生岩槻線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新 別	旧	旧 新 別
越谷市蒲生西町二丁目一二番一地从先から 同市大間野町一丁目八番一地从先まで		区 間
一四・二〇〇 二三・四〇	一三・〇〇〇 一六・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三〇・二〇		延長 (メートル)
		備考